

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

岐阜県の気候は、地域差が著しく、南部(美濃地方)は温暖な気候であるのに対し、北部(飛騨地方)では寒冷的な気候で積雪も多くなっている。

岐阜地方気象台の過去10年間(平成15年～平成24年)の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速を表4-2-1-1及び図4-2-1-1に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲⁽³⁾の地域気象観測所(アメダス観測所)の位置は、図4-2-1-2に、中津川、恵那、多治見の過去10年間(平成15年～平成24年)の観測結果を表4-2-1-2～表4-2-1-4に示す。

岐阜地方気象台の年平均気温は16.2℃で、8月が28.3℃と最も高く、1月が4.3℃と最も低くなっている。年間降水量は約1,880mmで、7月が295.2mmと最も多く、1月が48.7mmと最も少なくなっている。年平均湿度は64.6%で、7月が71.3%と最も高く、4月が56.9%と最も低くなっている。年間日照時間は、約2,080時間で、4月が197.6時間と最も多く、12月が151.8時間と最も少なくなっている。年平均風速は、2.6m/sで、3月、4月が3.0m/sと最も強く、11月が2.1m/sと最も弱くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所の観測結果は、平均気温及び日照時間は、中津川市、恵那市、多治見市ともに岐阜地方気象台に比べて低い傾向が見られた。年間降水量については、中津川市、恵那市は岐阜地方気象台とほぼ同程度であったが、多治見気象観測所ではやや少なくなっている。風速は、岐阜地方気象台と比べて3箇所とも低い値となっている。

⁽³⁾ 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面(5万分の1)の範囲内で、方法書に記載した対象事業実施区域に掛かる関係市町が表示されている範囲。

表 4-2-1-1 気象概況（岐阜地方気象台 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (℃)	4.3	5.7	8.5	14.3	19.2	23.5	26.8	28.3	25.0	18.8	12.7	6.8	16.2
降水量 (mm)	48.7	97.0	128.0	167.4	209.4	228.8	295.2	153.3	225.9	141.1	94.9	87.7	1877.4
平均湿度 (%)	64.1	61.4	57.3	56.9	62.1	67.7	71.3	67.9	68.1	64.6	66.0	68.3	64.6
日照時間 (h)	163.9	159.5	194.7	197.6	196.5	155.1	157.3	193.4	170.4	177.9	153.9	151.8	2072.0
平均風速 (m/s)	2.5	2.7	3.0	3.0	2.8	2.5	2.5	2.5	2.6	2.3	2.1	2.4	2.6

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2 対象事業実施区域及びその周囲の気象概況

（中津川気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (℃)	1.3	3.2	5.8	12.1	17.3	21.6	25.0	26.2	23.0	16.3	9.8	3.9	13.8
降水量 (mm)	49.5	102.9	115.1	143.4	204.2	232.8	274.0	209.4	216.6	155.4	90.9	62.6	1856.8
日照時間 (h)	138.4	141.1	156.8	170.8	169.1	128.5	136.2	175.2	149.3	152.3	133.1	121.1	1771.9
平均風速 (m/s)	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-3 対象事業実施区域及びその周囲の気象概況

（恵那気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (℃)	0.9	2.8	5.7	11.6	16.8	21.1	24.5	25.7	22.4	15.6	9.2	3.5	13.3
降水量 (mm)	49.3	99.0	143.4	150.7	206.6	233.7	289.7	223.8	220.8	151.3	93.1	72.0	1933.4
日照時間 (h)	133.1	134.2	172.4	176.0	172.1	130.1	142.0	185.3	156.9	156.9	132.6	120.0	1811.6
平均風速 (m/s)	1.1	1.2	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	1.0	1.1

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

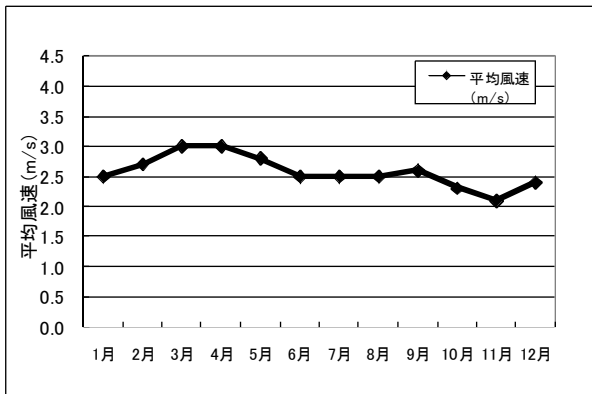
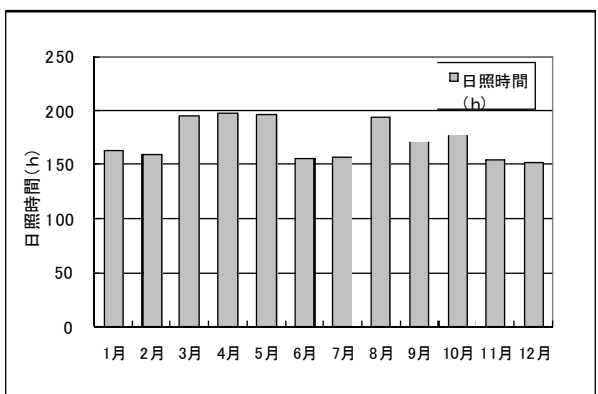
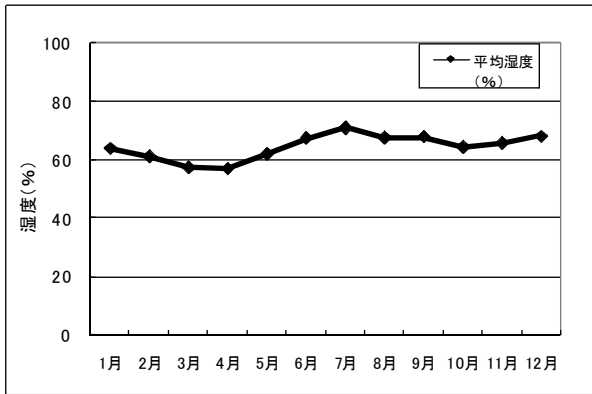
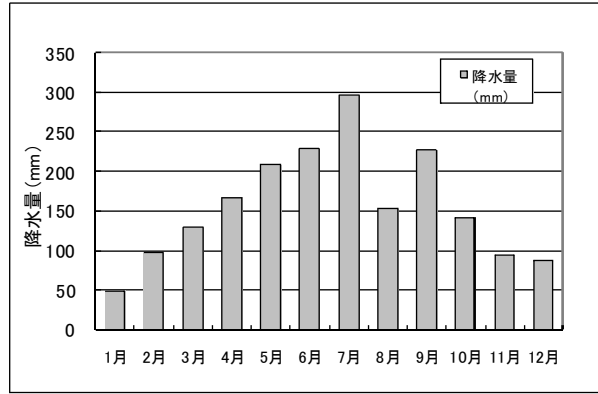
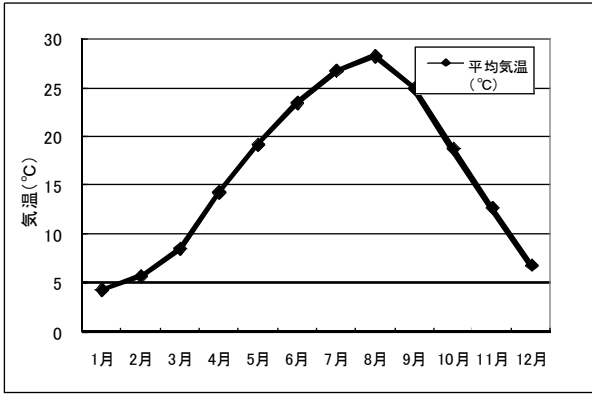
表 4-2-1-4 対象事業実施区域及びその周囲の気象概況

（多治見気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (℃)	2.9	4.7	7.7	13.6	18.5	22.8	26.3	27.7	24.4	17.6	11.3	5.5	15.3
降水量 (mm)	40.4	91.6	118.9	128.1	188.2	187.7	264.6	153.3	226.3	157.4	88.6	67.2	1712.3
日照時間 (h)	156.1	155.3	190.7	191.5	179.5	129.8	145.8	190.5	170.0	170.6	151.5	150.0	1981.3
平均風速 (m/s)	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.7	0.6	0.7	0.9

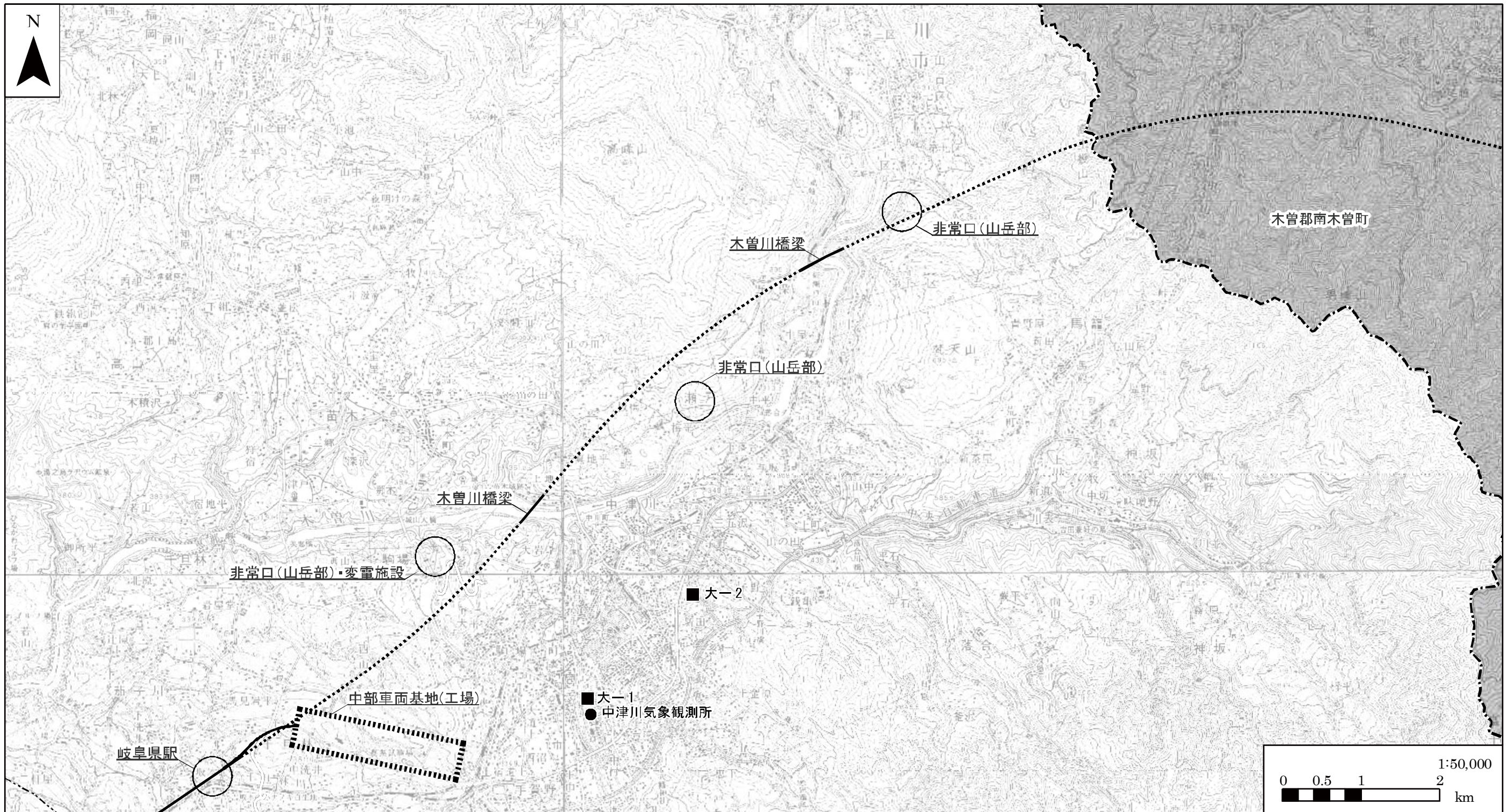
注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）

図 4-2-1-1 気象概況（岐阜地方気象台 平成15年～平成24年）



凡例

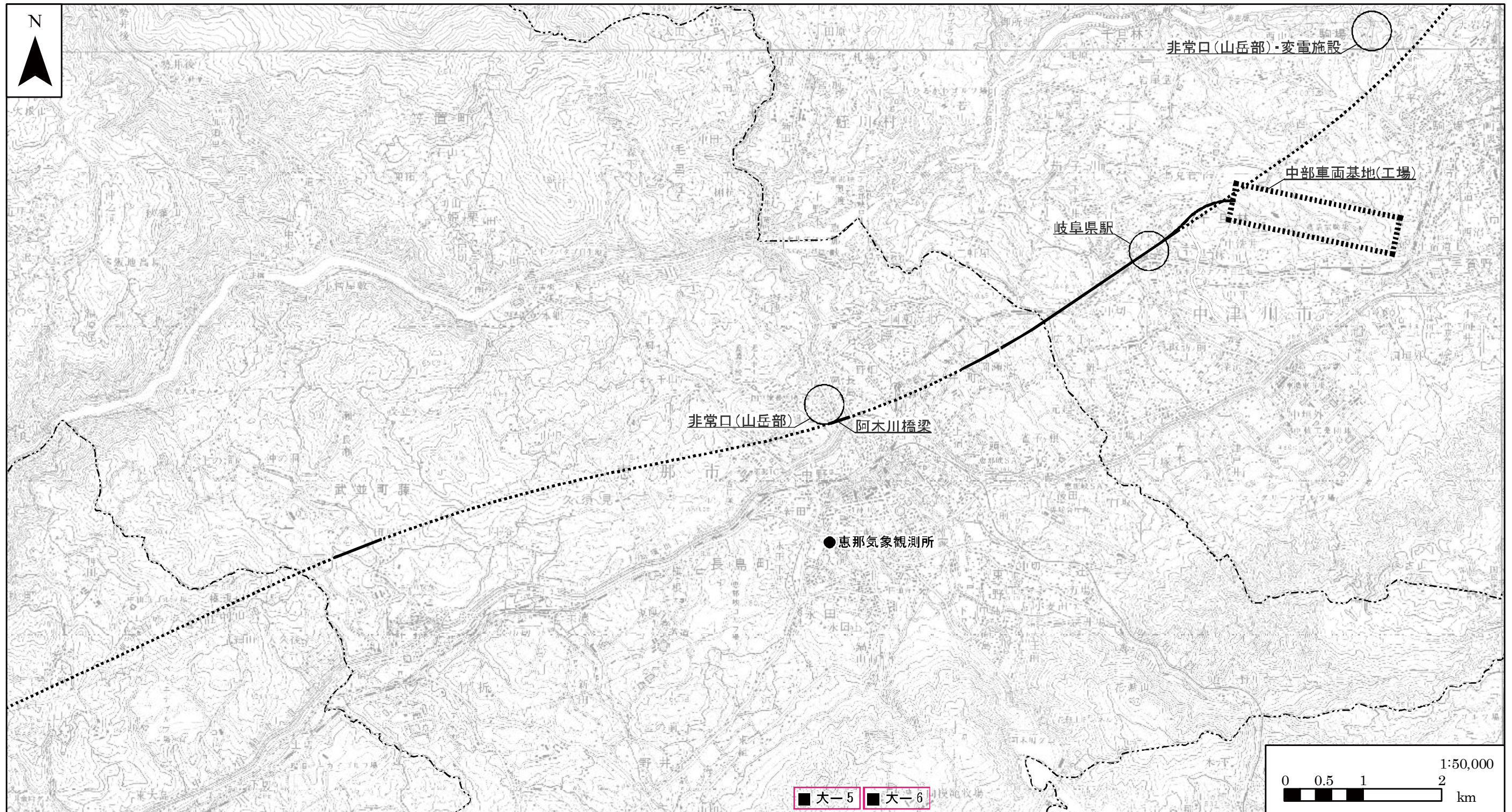
- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 気象観測所
- 一般環境大気測定局（大一）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- ✚ ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- ◆ 降下ばいじん測定局（大降）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注2. は枠外近傍の地点

資料：「気象観測地点」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-2(1) 気象観測地点及び大気質測定地点図



凡例

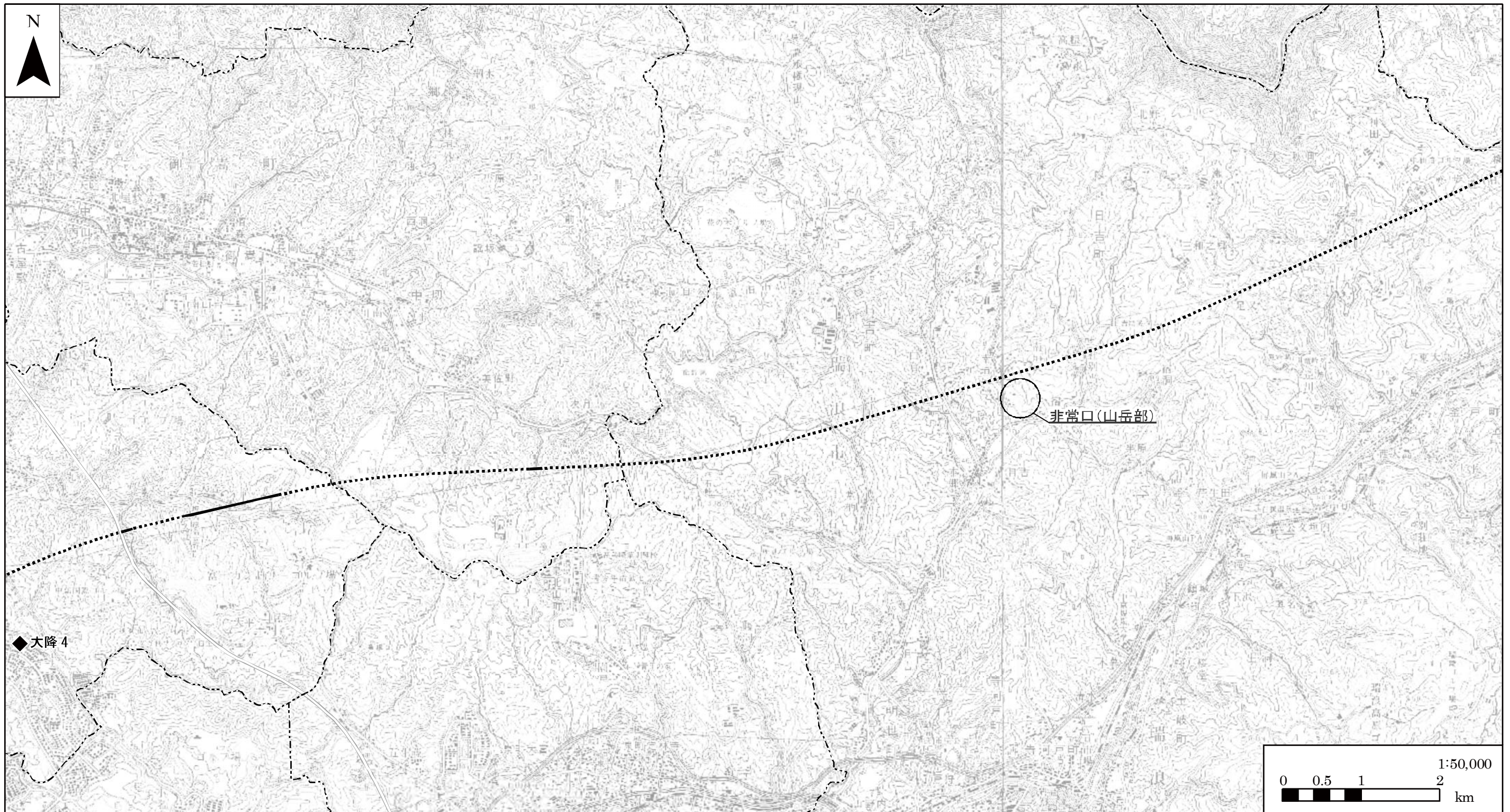
- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 気象観測所
- 一般環境大気測定局（大一）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- ✚ ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- ◆ 降下ばいじん測定局（大降）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注2. は枠外近傍の地点

資料：「気象観測地点」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-2(2) 気象観測地点及び大気質測定地点図



凡例

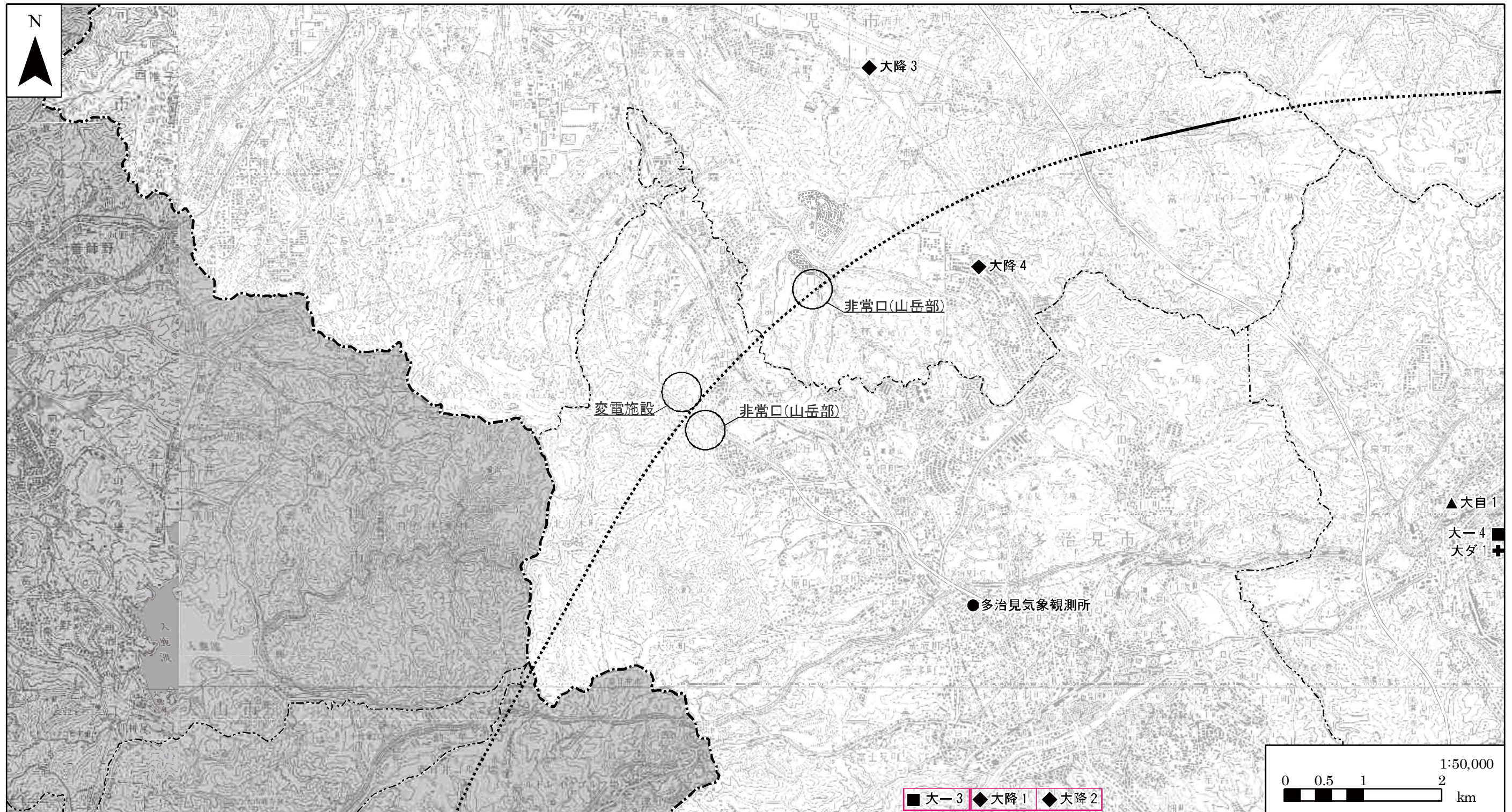
- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- - - 県境
- - - 市区町村境
- 気象観測所
- 一般環境大気測定局（大一）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- ✚ ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- ◆ 降下ばいじん測定局（大降）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注2. は枠外近傍の地点

資料：「気象観測地点」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-2(3) 気象観測地点及び大気質測定地点図



凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- - - 県境
- - - 市区町村境
- 気象観測所
- 一般環境大気測定局（大-）
- ▲ 自動車排出ガス測定局（大自）
- ✚ ダイオキシン類大気環境測定局（大ダ）
- ◆ 降下ばいじん測定局（大降）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注2. は枠外近傍の地点

資料：「気象観測地点」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）
「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-2(4) 気象観測地点及び大気質測定地点図

2) 大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点は、図 4-2-1-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定結果と経年変化を表 4-2-1-5～表 4-2-1-8 及び図 4-2-1-3～図 4-2-1-6 に示す。なお、一酸化炭素については、対象事業実施区域及びその周囲での調査は行われていない。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、過去5年間のうち平成19年度の土岐測定局での浮遊粒子状物質を除き、観測された全測定局において環境基準の長期的評価を満たしている。光化学オキシダントは中津川及び笠原測定局において調査されているが、過去5年間測定された全地点について環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境測定結果を表 4-2-1-9 に示す。対象事業実施区域及びその周囲では土岐市役所分庁舎において調査されており、その結果は環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじんの測定結果を表 4-2-1-10 に示す。これによると、可児市4地点で測定されており、年平均値は、2.5～3.3 t/km²/月となっている。なお、降下ばいじんについては、国等が定める基準等はない。

また、有害大気汚染物質調査は、対象事業実施区域及びその周囲では行われていない。

表 4-2-1-5 対象事業実施区域及びその周囲における二酸化硫黄の測定結果

(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	恵那・中津川	中津川	年平均値	0.009	0.009	0.006	0.005	0.004
				日平均値	0.021	0.022	0.015	0.013	0.009
				日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
				適合状況	○	○	○	○	○
大-2			中津川上金	年平均値	0.005	0.004	-	-	-
				日平均値	0.010	0.010	-	-	-
				日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	-	-	-
				適合状況	○	○	-	-	-
大-3			中津川柳	年平均値	0.005	-	-	-	-
				日平均値	0.013	-	-	-	-
				日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	-	-	-	-
				適合状況	○	-	-	-	-
大-4	東濃西部	笠原	年平均値	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	
			日平均値	0.008	0.007	0.009	0.008	0.009	
			日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-5		土岐	年平均値	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	
			日平均値	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	
			日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-6		瑞浪	年平均値	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	
			日平均値	0.008	0.008	0.009	0.010	0.006	
			日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	

注 1. 日平均値は、年間にわたる日平均値の2%除外値を示す。

注 2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

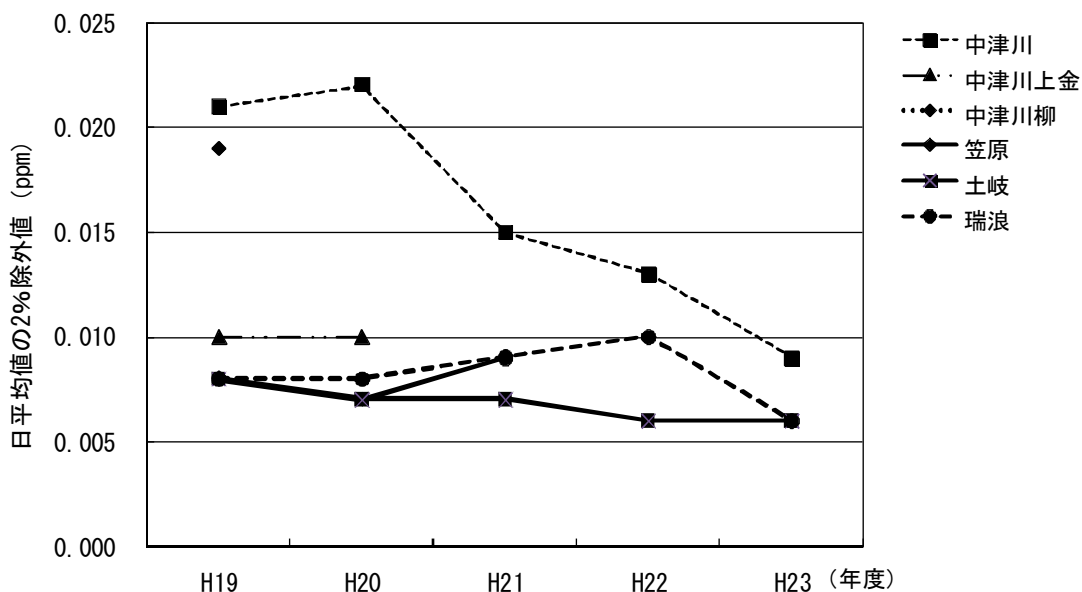
注 3. 中津川上金は、平成20年度をもって測定終了。

注 4. 中津川柳は、平成19年度をもって測定終了。

資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

「平成19年度～平成23年度 大気環境基準達成状況」（平成25年6月現在、岐阜県ホームページ）

一般環境大気測定局



資料：「環境白書（平成 24 年）」（平成 24 年 11 月、岐阜県）
 「平成 19 年度～平成 23 年度 大気環境基準達成状況」（平成 25 年 6 月現在、岐阜県ホームページ）

図 4-2-1-3 対象事業実施区域及びその周囲における二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6 対象事業実施区域及びその周囲における二酸化窒素の測定結果

(単位：ppm)

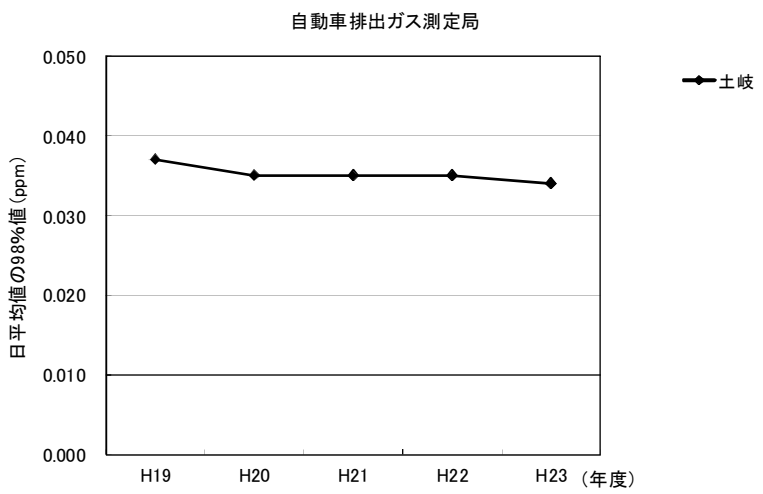
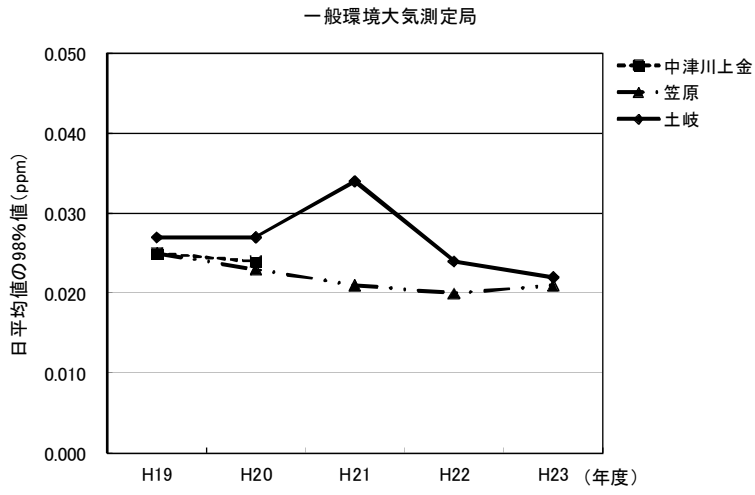
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-2		恵那中津川	中津川上金	年平均値	0.016	0.015	-	-	-
				日平均値	0.025	0.024	-	-	-
				適合状況	○	○	-	-	-
大-4	一般局	東濃西部	笠原	年平均値	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
				日平均値	0.025	0.023	0.021	0.020	0.021
				適合状況	○	○	○	○	○
大-5			土岐	年平均値	0.016	0.016	0.019	0.014	0.013
				日平均値	0.027	0.027	0.034	0.024	0.022
				適合状況	○	○	○	○	○
大自 1	自排局	土岐		年平均値	0.023	0.023	0.022	0.022	0.021
				日平均値	0.037	0.035	0.035	0.035	0.034
				適合状況	○	○	○	○	○

注 1. 日平均値は、年間にわたる日平均値の年間 98%値を示す。

注 2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。

注 3. 中津川上金は、平成 20 年度をもって測定終了。

資料：「環境白書（平成 24 年）」（平成 24 年 11 月、岐阜県）
 「平成 19 年度～平成 23 年度 大気環境基準達成状況」（平成 25 年 6 月現在、岐阜県ホームページ）



資料：「環境白書（平成 24 年）」（平成 24 年 11 月、岐阜県）
「平成 19 年度～平成 23 年度 大気環境基準達成状況」（平成 25 年 6 月現在、岐阜県ホームページ）

図 4-2-1-4 対象事業実施区域及びその周囲における二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 対象事業実施区域及びその周囲における浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m³)

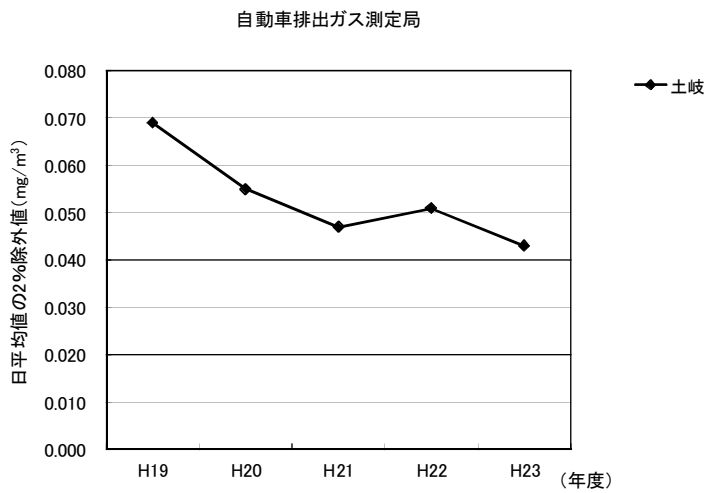
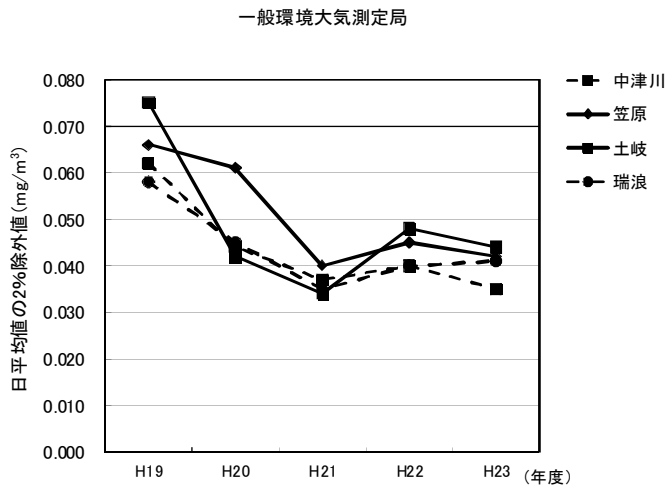
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	恵那・中津川	中津川	年平均値	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015
				日平均値	0.060	0.044	0.037	0.040	0.035
				日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した有無	無	無	無	無	無
				適合状況	○	○	○	○	○
大-4		笠原	年平均値	0.023	0.022	0.018	0.017	0.016	
			日平均値	0.066	0.061	0.040	0.045	0.042	
			日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大-5		東濃西部	土岐	年平均値	0.024	0.018	0.015	0.020	0.022
				日平均値	0.075	0.042	0.034	0.048	0.044
				日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した有無	有	無	無	無	無
				適合状況	×	○	○	○	○
大-6	瑞浪		年平均値	0.022	0.020	0.015	0.016	0.016	
			日平均値	0.058	0.045	0.035	0.040	0.041	
			日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	
大自1	自排局	土岐	年平均値	0.027	0.025	0.023	0.023	0.021	
			日平均値	0.069	0.055	0.047	0.051	0.043	
			日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続した有無	無	無	無	無	無	
			適合状況	○	○	○	○	○	

注1. 日平均値は、年間にわたる日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であること、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

「平成19年度～平成23年度 大気環境基準達成状況」（平成25年6月現在、岐阜県ホームページ）



資料：「環境白書（平成 24 年）」（平成 24 年 11 月、岐阜県）
「平成 19 年度～平成 23 年度 大気環境基準達成状況」（平成 25 年 6 月現在、岐阜県ホームページ）

図 4-2-1-5 対象事業実施区域及びその周囲における浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 4-2-1-8 対象事業実施区域及びその周囲における光化学オキシダントの測定結果

(単位：日)

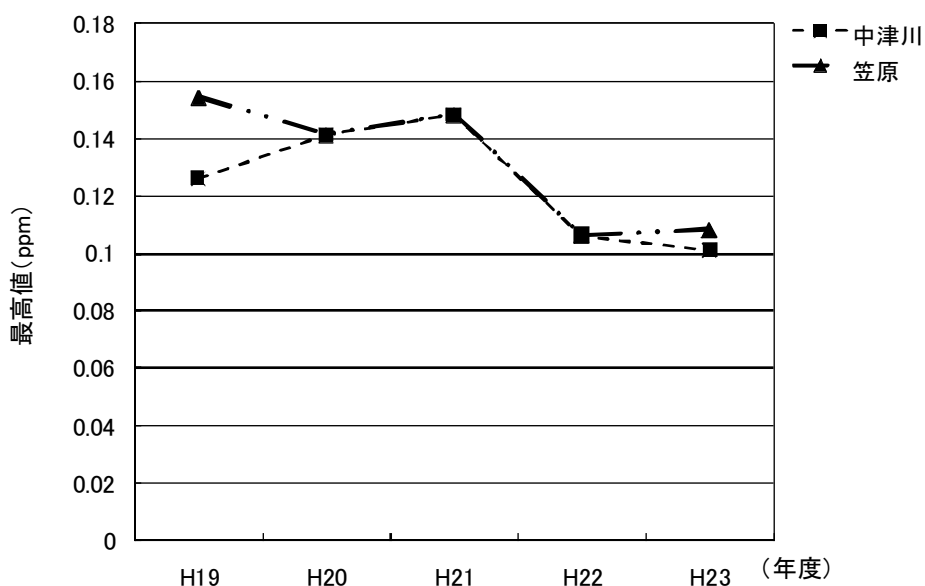
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	恵那・中津川	中津川	年平均値	0.033	0.032	0.032	0.027	0.027
				昼間の1時間値の最高値	0.126	0.141	0.148	0.106	0.101
				適合状況	×	×	×	×	×
大-4	一般局	東濃西部	笠原	年平均値	0.033	0.034	0.035	0.029	0.029
				昼間の1時間値の最高値	0.154	0.141	0.148	0.106	0.108
				適合状況	×	×	×	×	×

注1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

「平成19年度～平成23年度 大気環境基準達成状況」（平成25年6月現在、岐阜県ホームページ）

一般環境大気測定局



資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

「平成19年度～平成23年度 大気環境基準達成状況」（平成25年6月現在、岐阜県ホームページ）

図 4-2-1-6 対象事業実施区域及びその周囲における光化学オキシダントの1時間最高値の経年変化

表 4-2-1-9 対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類大気環境測定結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	地域	調査地点	5月	11月	年度平均値	環境基準 (年間平均値)
大ダ1	土岐市	土岐市役所分 庁舎	0.029	0.013	0.021	0.6

資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

表 4-2-1-10 対象事業実施区域及びその周囲における降下ばいじんの測定結果

No.	地域	測定地点	年平均値
			(t/km ² /月)
大降1	可児市	今渡南小学校	2.5
大降2		土田小学校	3.3
大降3		東明小学校	2.5
大降4		桜ヶ丘小学校	2.5

資料：「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準等を表 4-2-1-11～表 4-2-1-13 に示す。

表 4-2-1-11 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(昭和 48 年環大企第 143 号)

(昭和 53 年環大企第 262 号)

物質	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 日平均値につき 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること
光化学 オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	—	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%値が 35 μg/m ³ 以下であること

表 4-2-1-12 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成 9 年環境省告示第 4 号)

項目	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が $150 \mu\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

表 4-2-1-13 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

調査対象	環境基準
大気	$0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下 (年間平均値)

ウ. 苦 情

岐阜県⁽⁴⁾の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-14 に示す。苦情件数は全体で406件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが228件と多く、全体の約半数を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」、「製造業」に起因する苦情件数がほとんどであり、各々43件、40件となっている。

表 4-2-1-14 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成23年度）

発生源	件数
農業	4
林業	1
漁業	0
鉱業	1
建設業	43
製造業	40
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	4
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	3
医療、福祉	2
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	9
公務（他に分類されないもの）	1
分類不能の産業	6
個人（会社・事業所以外）	228
その他（会社・事業所以外）	11
不明（会社・事業所以外）	48
合 計	406

資料：「平成23年度公害苦情調査結果報告書」（平成24年11月、公害等調整委員会事務局）

⁽⁴⁾ 県全域のデータであり、地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とした。

3) 騒音

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点は、図 4-2-1-7 に示すとおりである。

ア. 既存の測定結果

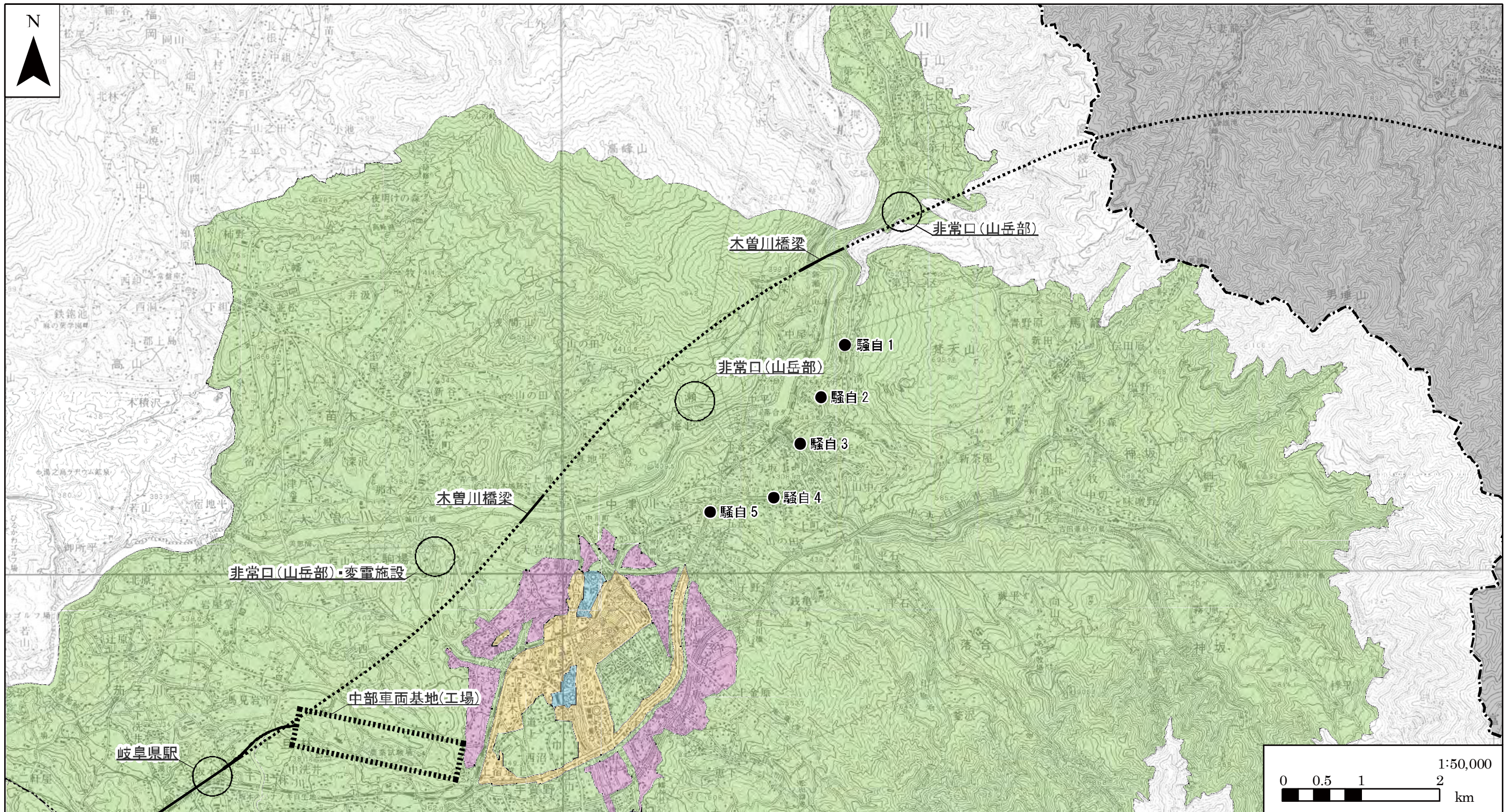
対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果を表 4-2-1-15 に示す。これによると、24 区間のうち昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準を達成したのは 923 戸（55.9%）であった。

新幹線鉄道騒音及び航空機騒音については、対象事業実施区域及びその周囲は環境基準類型の指定がされておらず、測定は行なわれていない。

表 4-2-1-15 自動車騒音の測定結果（平成 23 年度）

番号	評価対象道路		評価区間の延長 (Km)	評価結果								
	路線名	評価区間の住所 (上段) 始点 (下段) 終点		評価対象 住居 戸数 (戸)	昼間・夜間 とも基準値 以下		昼間のみ基 準値以下		夜間のみ 基準値以 下		昼間夜間と も基準値超 過	
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
騒自1	一般国道19号	中津川市落合三五沢 中津川市落合	0.4	7	0	0	0	0	0	0	7	100
騒自2	一般国道19号	中津川市落合 中津川市落合上町	1.1	69	52	75.4	16	23.2	0	0	1	1.4
騒自3	一般国道19号	中津川市落合上町 中津川市落合馬場渡	1	19	9	47.4	10	52.6	0	0	0	0
騒自4	一般国道19号	中津川市落合馬場渡 中津川市落合清水平	0.7	23	14	60.9	9	39.1	0	0	0	0
騒自5	一般国道19号	中津川市落合清水平 中津川市落合清水平	0.9	9	8	88.9	1	11.1	0	0	0	0
騒自6	上山田寺河戸線	瑞浪市穂並1丁目 瑞浪市宮前町2丁目	1.1	211	210	99.5	0	0	1	0.5	0	0
騒自7	上山田寺河戸線	瑞浪市宮前町2丁目 瑞浪市河戸町水の木	0.6	95	95	100	0	0	0	0	0	0
騒自8	恵那白川線	恵那市大井町舟山 恵那市長島町中野坂の上	2.5	301	301	100	0	0	0	0	0	0
騒自9	恵那白川線	恵那市長島町中野坂の上 恵那市長島町中野	0.3	24	24	100	0	0	0	0	0	0
騒自10	恵那白川線	恵那市長島町中野 恵那市長島町中野乗越	0.5	33	33	100	0	0	0	0	0	0
騒自11	恵那白川線	恵那市長島町中野乗越 恵那市笠置町河合	6.7	150	150	100	0	0	0	0	0	0
騒自12	一般国道19号	土岐市土岐津町土岐口 土岐市土岐津町土岐口	0.3	6	0	0	2	33.3	0	0	4	66.7
騒自13	一般国道19号	土岐市土岐津町土岐口 土岐市土岐津町土岐口	0.3	4	0	0	0	0	0	0	4	100
騒自14	一般国道19号	土岐市土岐津町土岐口 土岐市土岐津町土岐口	0.4	16	14	87.5	2	12.5	0	0	0	0
騒自15	一般国道19号	土岐市土岐津町土岐口 土岐市泉町久尻	0.5	7	0	0	0	0	0	0	7	100
騒自16	一般国道19号	土岐市泉町久尻 土岐市泉町久尻	0.2	11	8	72.7	0	0	0	0	3	27.3
騒自17	一般国道19号	土岐市泉町久尻 土岐市泉池ノ上町2丁目	0.4	22	14	63.6	2	9.1	0	0	6	27.3
騒自18	一般国道19号	土岐市泉池ノ上町2丁目 土岐市泉寺田町2丁目	2	236	207	87.7	29	12.3	0	0	0	0
騒自19	土岐足助線	土岐市泉池ノ上町2丁目 土岐市土岐口中町3丁目	1.4	89	84	94.4	1	1.1	0	0	4	4.5
騒自20	土岐足助線	土岐市土岐口中町3丁目 土岐市土岐口中町4丁目	0.2	18	18	100	0	0	0	0	0	0
騒自21	土岐足助線	土岐市土岐口中町4丁目 土岐市下石町	3.1	153	153	100	0	0	0	0	0	0
騒自22	土岐可児線	土岐市泉大坪町1丁目 土岐市泉町久尻	1.1	83	83	100	0	0	0	0	0	0
騒自23	土岐可児線	土岐市泉町久尻 土岐市泉町久尻	0.1	22	22	100	0	0	0	0	0	0
騒自24	土岐可児線	土岐市泉町久尻 土岐市泉町久尻	2.3	44	44	100	0	0	0	0	0	0

資料：「環境白書（平成 24 年）」（平成 24 年 11 月、岐阜県）



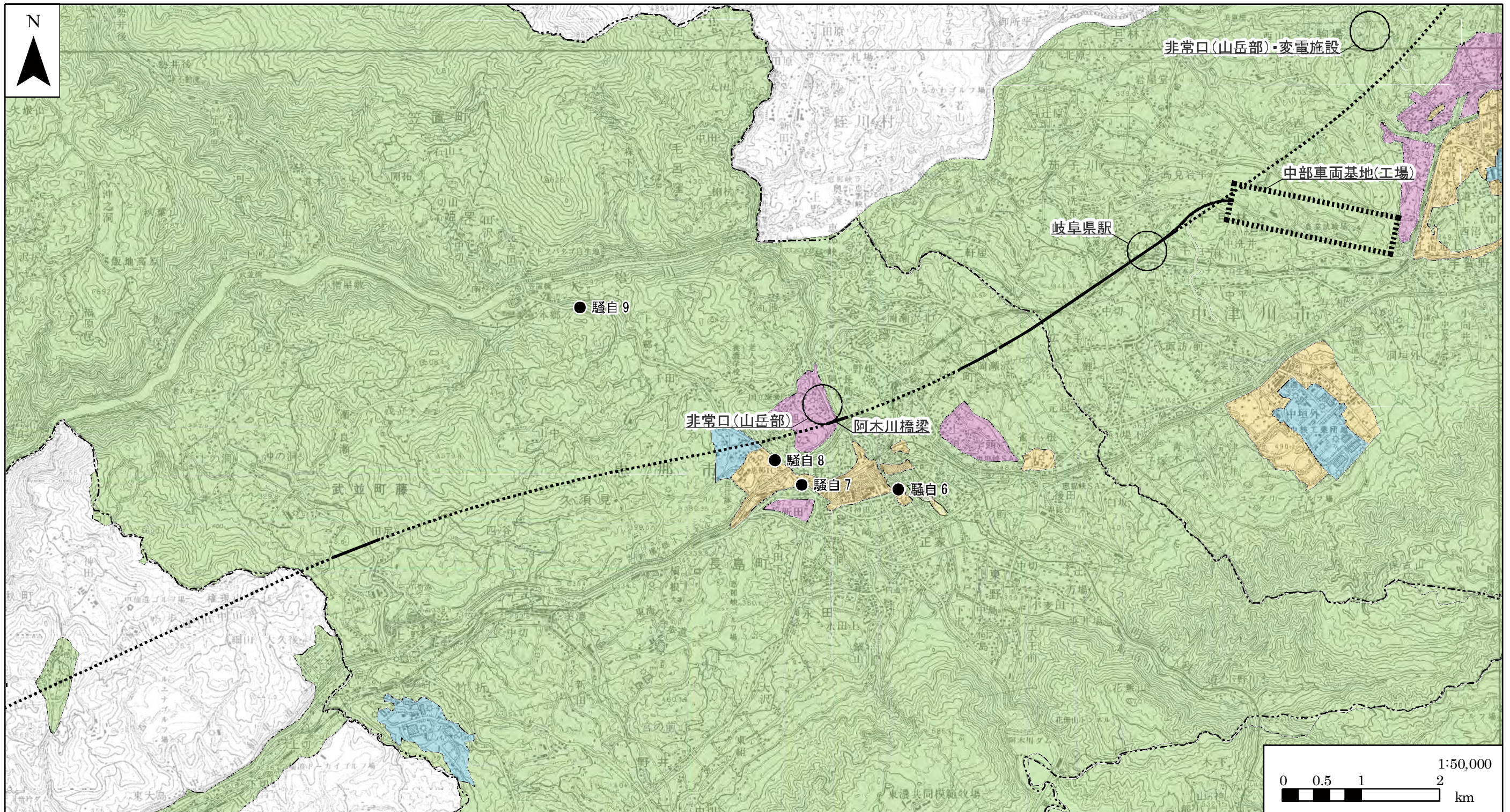
凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域
- 自動車騒音測定地点(騒自)

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. □ は枠外近傍の地点

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-7(1) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図



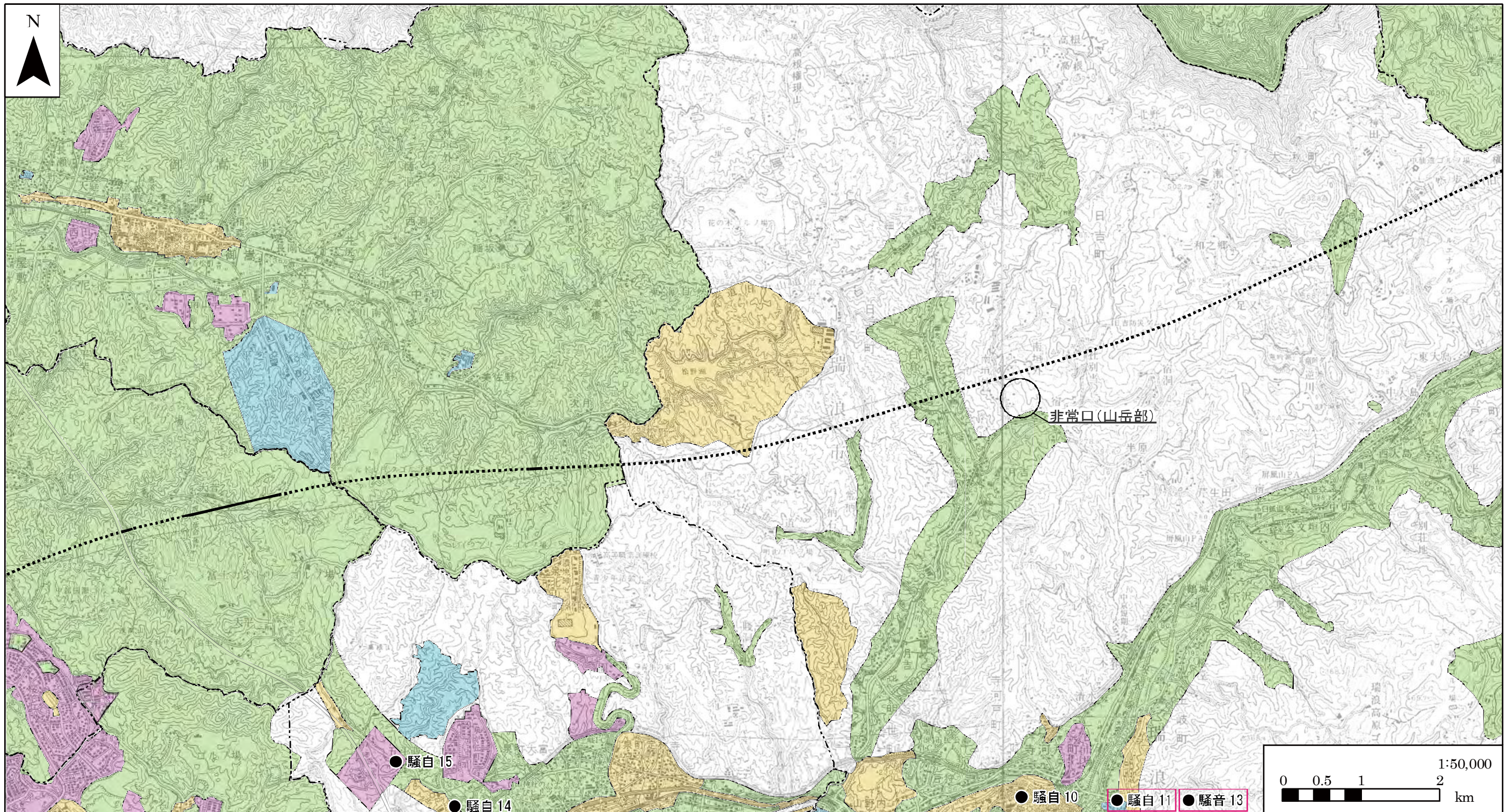
凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域
- 自動車騒音測定地点(騒自)

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. □ は枠外近傍の地点

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-7(2) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図



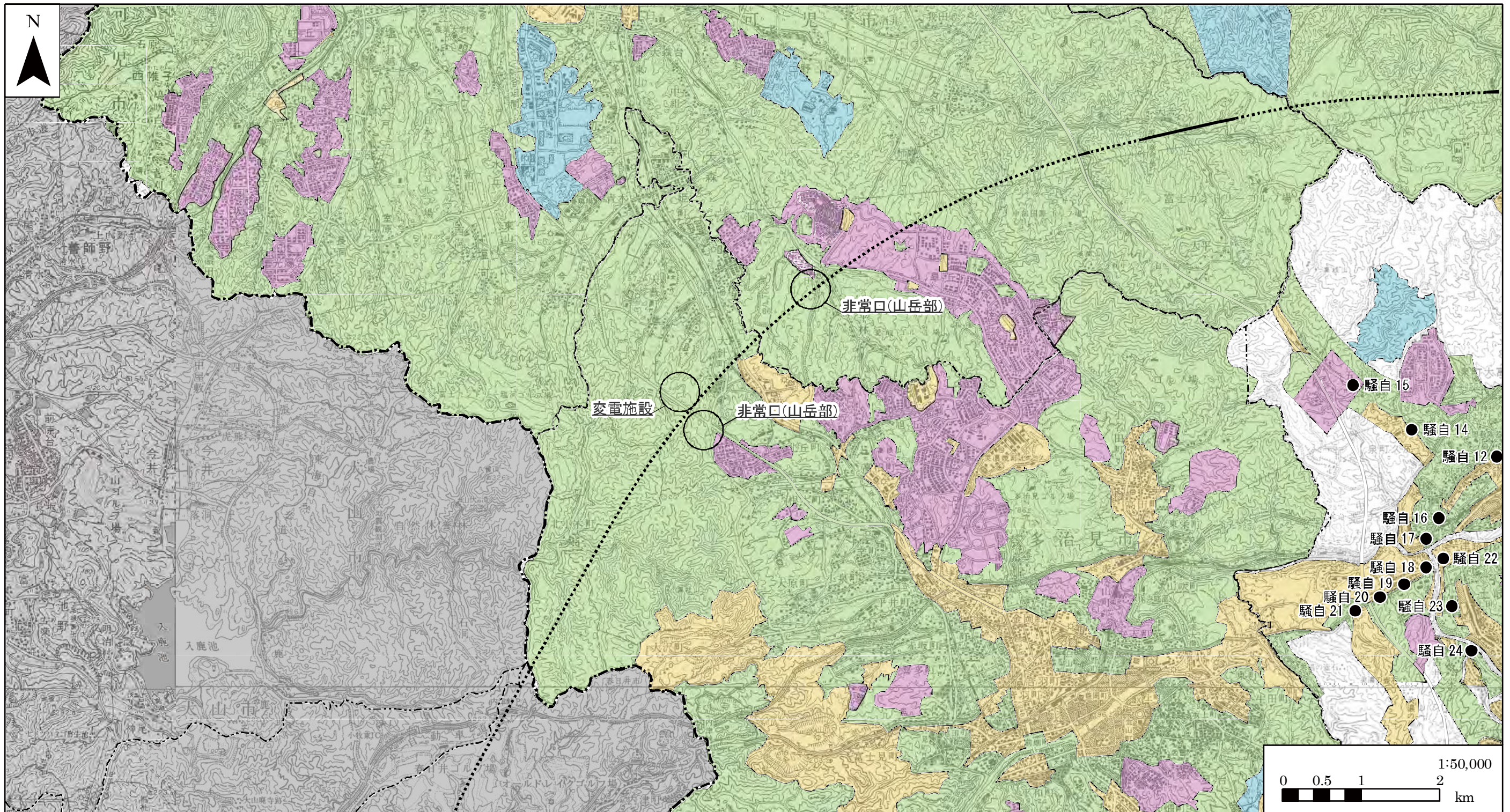
凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域
- 自動車騒音測定地点(騒自)

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. は枠外近傍の地点

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-7(3) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図



凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- · - · 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域
- 自動車騒音測定地点(騒自)

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注2. は枠外近傍の地点

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）、「環境白書（平成24年）」（平成24年11月、岐阜県）

図4-2-1-7(4) 騒音に係る規制基準の地域指定の状況及び測定地点図

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等を表 4-2-1-16～表 4-2-1-21 に示す。なお、対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく規制区域を含む。

表 4-2-1-16 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
改正 (平成 17 年岐阜県告示第 305 号)

項目	環境基準		対象区域	
	地域の類型・区分	基準値(デシベル)		
一般地域		昼間(6～22時)	夜間(22～6時)	全市町村
	AA(療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50以下	40以下	
	A(専ら住居の用に供される地域)	55以下	45以下	
	B(主として住居の用に供される地域)	55以下	45以下	
	C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60以下	50以下	
道路に面する地域	A(地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	60以下	55以下	
	B(地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域)	65以下	60以下	
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下	

注1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

注2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

表 4-2-1-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)
(昭和 52 年岐阜県告示第 316 号)

地域の類型	基準値(デシベル)	対象区域
I(専ら住居の用に供される地域)	70以下	2市3町 大垣市、羽島市 垂井町、関ヶ原町、安八町
II(商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下	

表 4-2-1-18 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)
(昭和 54 年岐阜県告示第 845 号)

地域の類型	基準値 (デシベル)	対象区域
I (専ら住居の用に供される地域)	57 以下	2 市 2 町 岐阜市、各務原市 岐南町、笠松町
II (I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62 以下	

表 4-2-1-19 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

改正 (平成 12 年騒音規制法第 17 条第 1 項)
(平成 12 年総理府令第 15 号)

区域	該当地域	時間の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域
				1 車線	2 車線以上	
a	区域区分が第一種区域、第二種区域 (第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域)	昼間	6 時～22 時	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB
		夜間	22 時～翌日の 6 時	55dB	65dB	
b	区域区分が第二種区域である地域のうち、a 区域に該当する地域以外の地域	昼間	6 時～22 時	65dB	75dB	
		夜間	22 時～翌日の 6 時	55dB	70dB	
c	区域区分が第三種区域及び第四種区域	昼間	6 時～22 時	75dB	75dB	
		夜間	22 時～翌日の 6 時	70dB	70dB	

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道は 4 車線以上の区間)
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は騒音規制法の区域区分であり、市域については市長、町村域については知事が指定する区域とする。

表 4-2-1-20 特定工場等に係る騒音の規制基準

(昭和 43 年騒音規制法第 3 条第 1 項)
(昭和 44 年岐阜県告示第 486 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで)
第一種区域	50dB	45dB	40dB
第二種区域	60dB	50dB	45dB
第三種区域	65dB	60dB	50dB
第四種区域	70dB	65dB	60dB

注 1. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は騒音規制法の区域区分であり、市域については市長、町村域については知事が指定する区域とする。

表 4-2-1-21 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(昭和 43 年厚生省 建設省告示第 1 号)
(昭和 47 年岐阜県告示第 218 号)

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第 1・2 号区域	次の①～⑧を使用する作業 ①くい打機 (もんけんを除く)・くい抜機・くい打くい抜機 (圧入式を除く) ※くい打機をアースオーガと併用する作業を除く ②びょう打機 ③さく岩機 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) ④空気圧縮機 (原動機の定格出力が 15kw 以上) ⑤コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上)・アスファルトプラント (混練機の混練容量が 200kg 以上) ※モルタルを製造するためを除く ⑥バックホウ (原動機の定格出力が 80kw 以上) ⑦トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kw 以上) ⑧ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kw 以上) ⑥～⑧は、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
規制基準値	第 1・2 号区域	85dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと
作業時間	第 1・2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1・2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

注 1. 第 1 号区域：特定工場等に係る規制の区域区分が第 1 種～第 3 種区域と第 4 種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域
第 2 号区域：第 4 種区域 (学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く)

ウ. 苦 情

岐阜県の騒音に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-22 に示す。苦情件数は全体で 192 件であり、そのうち、「建設業」、「製造業」、に起因する苦情件数が多く、各々 54 件、50 件と合わせて全体の約半数を占めている。

表 4-2-1-22 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	3
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	54
製造業	50
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	1
運輸業	4
卸売・小売業	10
金融・保険業	1
不動産業	2
飲食店、宿泊業	12
医療、福祉	5
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	1
サービス業（他に分類されないもの）	4
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	2
個人（会社・事業所以外）	22
その他（会社・事業所以外）	4
不明（会社・事業所以外）	12
合 計	192

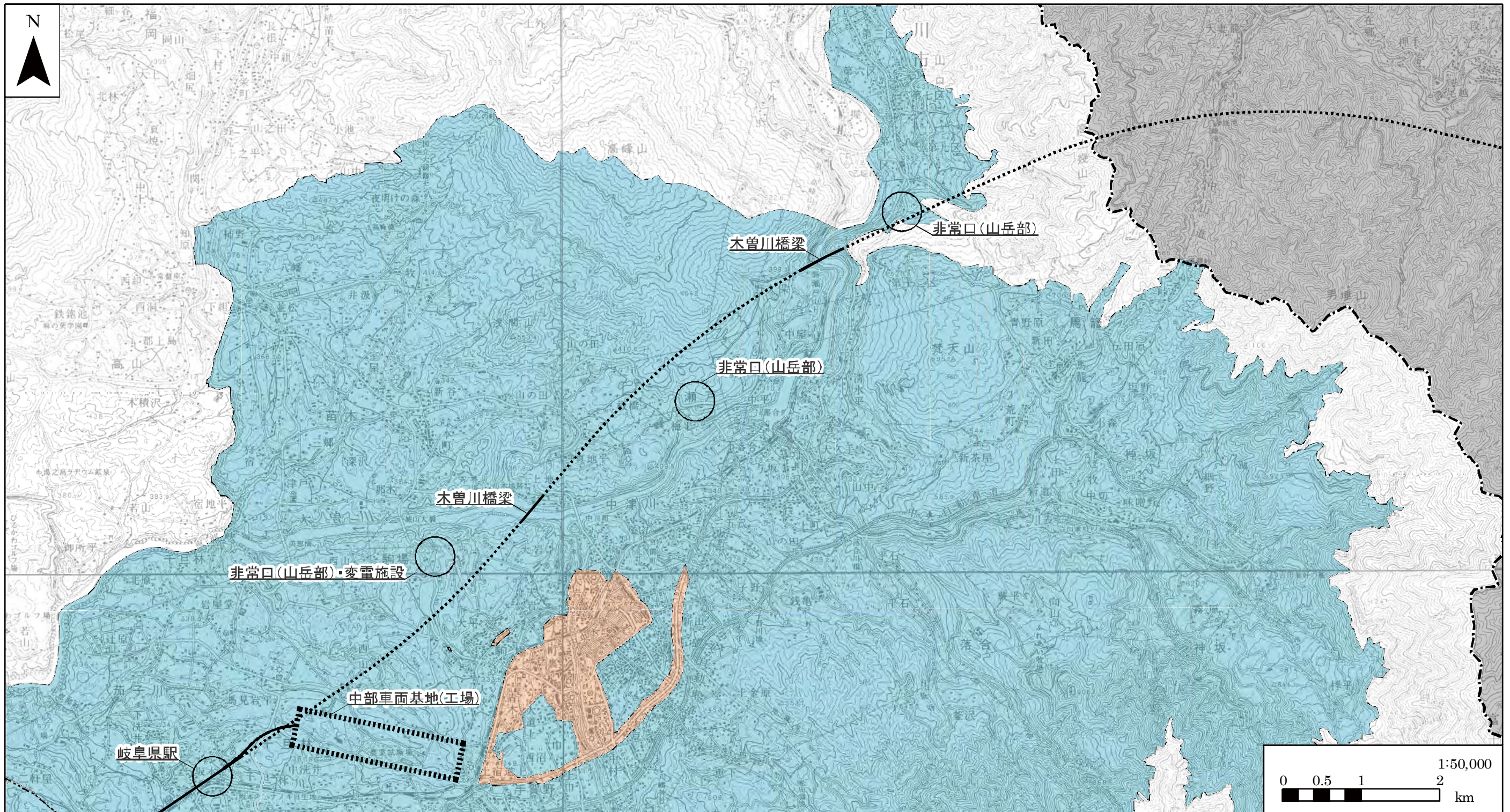
資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果報告書」（平成 24 年 11 月、公害等調整委員会事務局）

4) 振 動

対象事業実施区域及びその周囲の振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点は、
図 4-2-1-8 に示すとおりである。

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において振動に関する調査は行われていない。



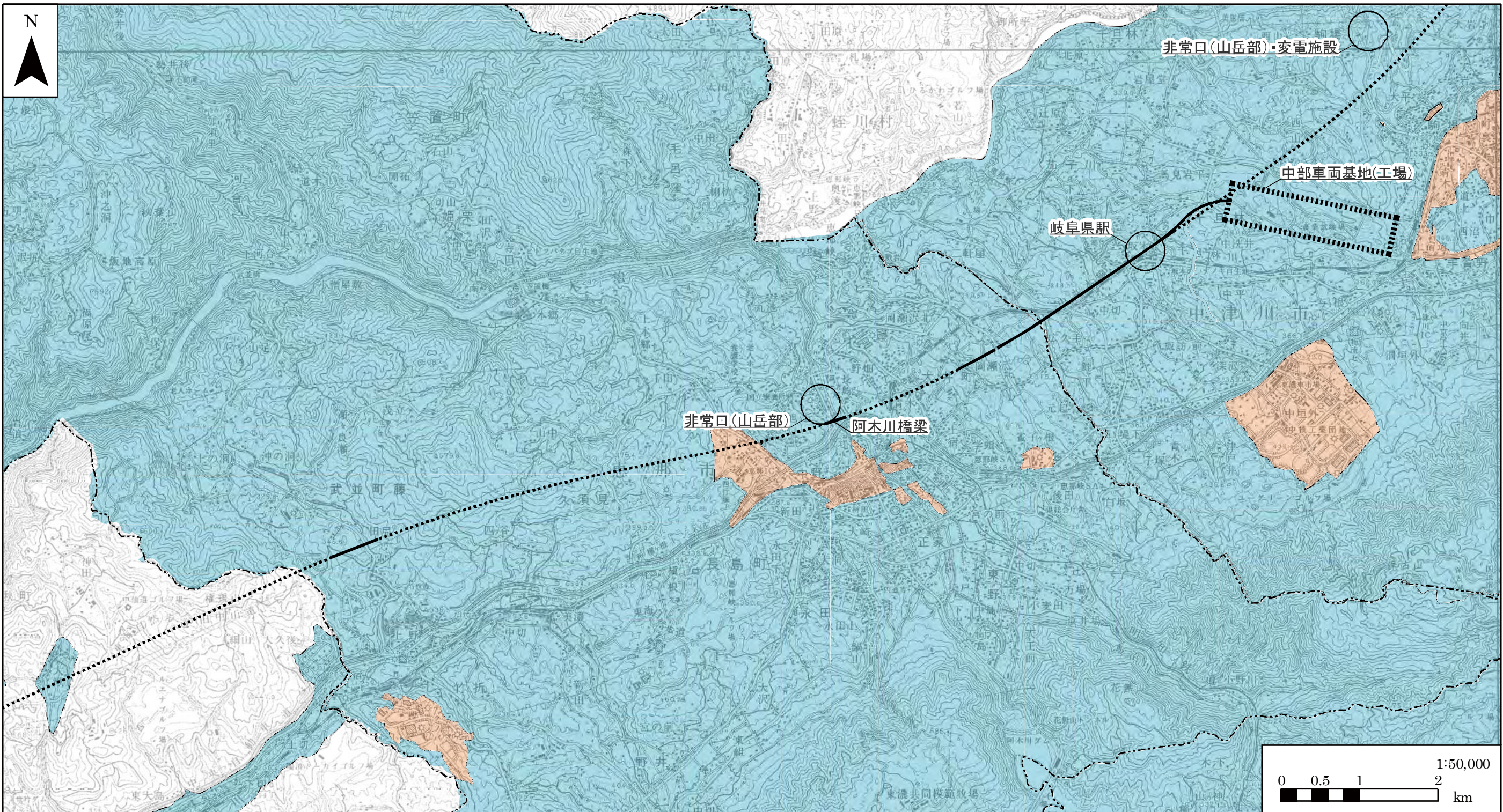
凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

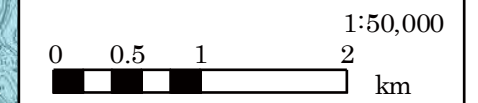
図4-2-1-8(1) 振動に係る規制基準の区域指定図



凡例

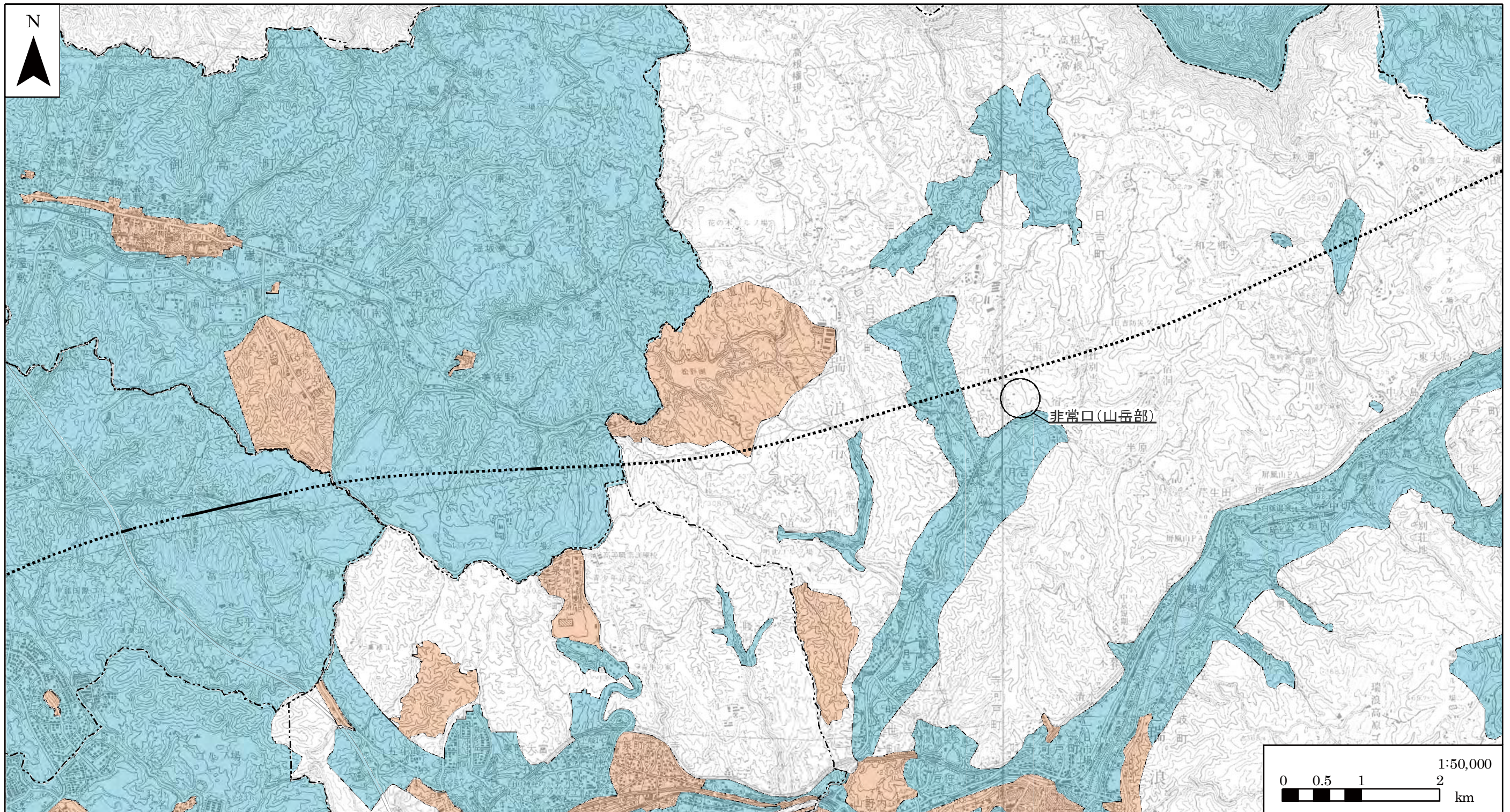
- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。



資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図4-2-1-8(2) 振動に係る規制基準の区域指定図



凡例

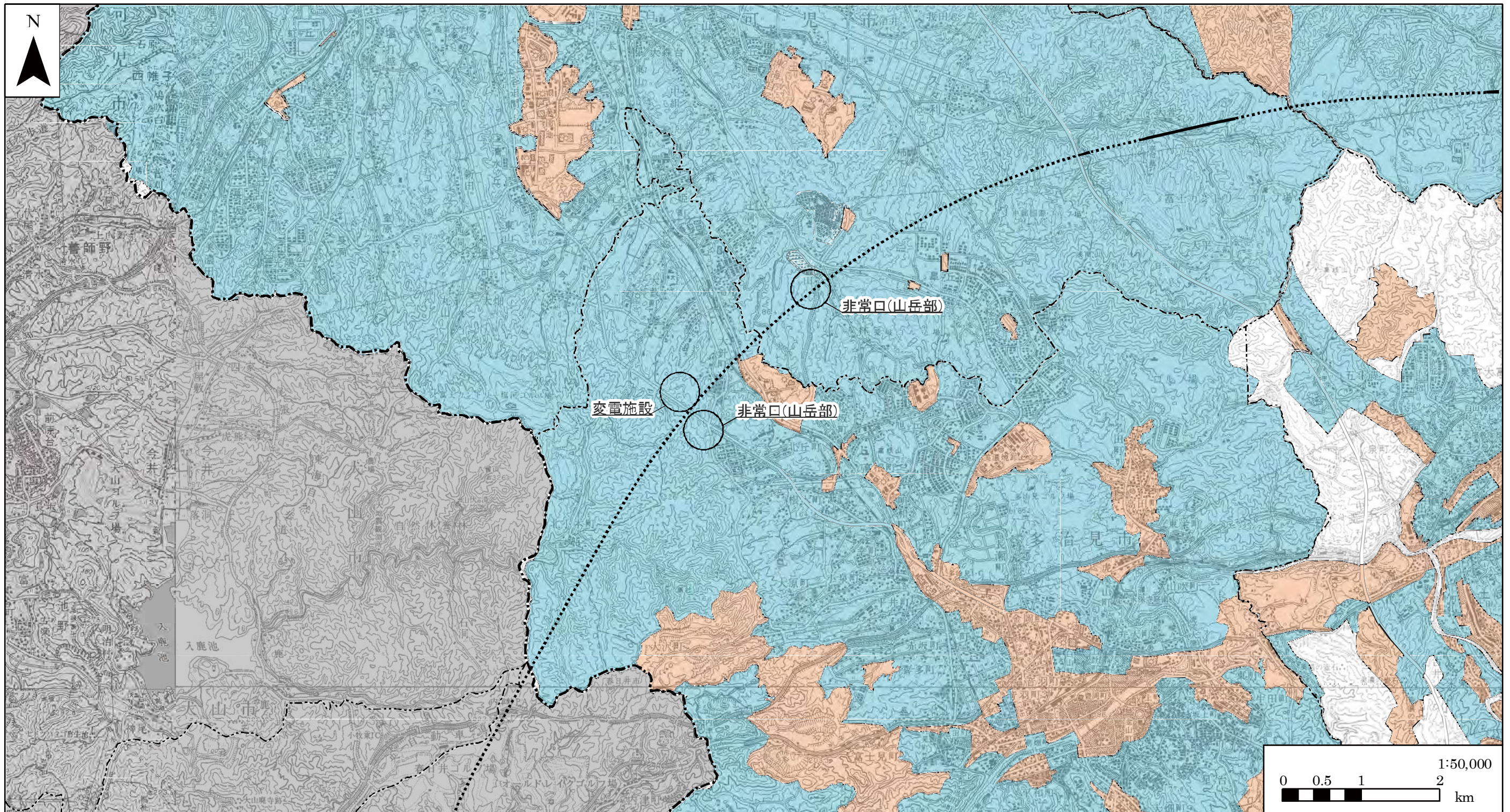
- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。



資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図4-2-1-8(3) 振動に係る規制基準の区域指定図



凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 県境
- 市区町村境
- 第一種区域
- 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図4-2-1-8(4) 振動に係る規制基準の区域指定図

イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等を表 4-2-1-23～表 4-2-1-26 に示す。なお、対象事業実施区域は、振動規制法に基づく規制区域を含む。

表 4-2-1-23 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(昭和 51 年振動規制法施行規則別表第 2)

(昭和 53 年岐阜県告示第 156 号)

区域の区分		昼間	夜間
種別	該当地域	8 時～19 時	19 時～翌日の 8 時
第一種区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和 44 年岐阜県告示第 486 号）第 3 条に定める区域区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域、第二種区域	65dB	60dB
第二種区域	区域区分が第三種区域、第四種区域	70dB	65dB

注 1. 種別 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は騒音規制法の区域区分であり、市域については市長、町村域については知事が指定する区域とする。

表 4-2-1-24 新幹線鉄道振動に係る指針値

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

表 4-2-1-25 特定工場等に係る振動の規制基準

(昭和 51 年振動規制法第 4 条第 1 項)
(昭和 53 年岐阜県告示第 154 号)

種別	区域の区分	昼間	夜間
	該当地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和 44 年岐阜県告示第 486 号)第 3 条に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が第一種区域、第二種区域	60dB	55dB
第二種区域	区域区分が第三種区域、第四種区域	65dB	60dB

- 注 1. 種別 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 注 2. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は騒音規制法の区域区分であり、市域については市長、町村域については知事が指定する区域とする。

表 4-2-1-26 特定建設作業に係る振動の規制基準

(昭和 43 年厚生省 建設省告示第 1 号)

規制の種類	地域の区分	基準
基準値	①②③	75dB
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

- 注 1. 基準値は振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 注 2. ①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域
- ②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く）
- ③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く）

ウ. 苦 情

岐阜県の振動に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-27 に示す。苦情件数は全体で 24 件であり、「建設業」に起因する苦情件数が最も多く、14 件となっている。

表 4-2-1-27 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	14
製造業	3
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	5
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	2
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	0
合 計	24

資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果報告書」（平成 24 年 11 月、公害等調整委員会事務局）

5) 悪臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において悪臭に関する調査は行われていない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭防止法及び岐阜県の公害防止条例によると、工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を市域については市長、町村域については知事が指定している。対象事業実施区域を含む周辺市町では、中津川市、恵那市、瑞浪市、御嵩町、土岐市、可児市、多治見市の全域が規制地域として指定されている。

敷地境界線における悪臭の規制基準を表 4-2-1-28 に示す。

表 4-2-1-28 敷地境界線における悪臭の規制基準

(昭和 46 年悪臭防止法第 91 号)
(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)

特定悪臭物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1~5
メチルメルカプタン	0.002~0.01
硫化水素	0.02~0.2
硫化メチル	0.01~0.2
二硫化メチル	0.009~0.1
トリメチルアミン	0.005~0.07
アセトアルデヒド	0.05~0.5
プロピオンアルデヒド	0.05~0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009~0.08
イソブチルアルデヒド	0.02~0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009~0.05
イソバレルアルデヒド	0.003~0.01
イソブタノール	0.9~2.0
酢酸エチル	3~20
メチルイソブチルケトン	1~6
トルエン	10~60
スチレン	0.4~2
キシレン	1~5
プロピオン酸	0.03~2
ノルマル酪酸	0.001~0.006
ノルマル吉草酸	0.0009~0.004
イソ吉草酸	0.001~0.01

ウ. 苦 情

岐阜県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-29 に示す。苦情件数は全体で 246 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く全体の約半数を占め、そのうち「個人（会社・事業所以外）」が 96 件、「不明（会社・事業所以外）」が 50 件となっている。

表 4-2-1-29 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	12
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	13
製造業	28
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	1
卸売・小売業	2
金融・保険業	0
不動産業	1
飲食店、宿泊業	6
医療、福祉	2
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	10
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	9
個人（会社・事業所以外）	96
その他（会社・事業所以外）	14
不明（会社・事業所以外）	50
合 計	246

資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果報告書」（平成 24 年 11 月、公害等調整委員会事務局）